

日本学生支援機構給付奨学生の推薦基準

愛知県立名古屋盲学校

独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）の募集する給付奨学生採用候補者については、本推薦基準に基づき、学内に設置する給付奨学生採用候補者選考委員会（メンバーは校長、教頭、高等部主事、高等部教務主任）に諮ったうえで、機構から示される人数の範囲内で基準該当者を選考し、機構に推薦するものとする。対象者については在校生及び卒業生して2年以内の者も対象とする。

1 人物について

以下の全てに該当すること

- (1) 進学が目的が明確で、希望する進学先及び将来への展望がある
- (2) 校則を遵守し、生徒にふさわしい学校生活を送っている
- (3) 学校行事等において他の生徒と協力するなど、十分な協調性を備えている

2 学力及び資質について

以下の（１）、（２）のいずれかに該当すること〔社会的養護を必要とする生徒等（注）は（３）に該当すること〕

(1) 以下のいずれかに該当する

- ア 調査書における学習成績概評が「A」に該当する
- イ 上記に準じる学習成績を収め、直近の学習成績に著しい努力が認められる
- (2) ア～オのいずれかに該当するか又は類似の活動が認められ、かつ、(i)か(ii)のいずれかに該当する
 - ア 課外活動（部活動含む）に積極的に参加し、具体的な成果・成長が認められる
 - イ 生徒会の役員等を経験し、具体的な成果・成長が認められる
 - ウ ボランティア、地域活動等に積極的に参加し、具体的な成果・成長が認められる
 - エ 学校の内外を問わず、趣味、習い事等を継続的に行っており、目標達成に向けた努力が認められる
 - オ 自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するという目標達成に向けた努力が認められる

(i) : 調査書における学習成績概評が概ね「B」に該当する

(ii) : 上記に準じる学習成績を収め、直近の学習成績に努力が認められる

(3) 以下のいずれかに該当する

- ア 評定平均値3.5以上の教科又は科目が一つ以上ある
- イ 進学先での学修に対する意欲が認められる

3 家計について

生計を維持する者が、以下の（１）、（２）のいずれかに該当し〔社会的養護を必要と

する生徒等の場合は、（3）に該当すること]、生活環境などを勘案して、親権者からの支援が見込めない等、その者の進学が非常に困難な状況にあると認められること

- (1) 市区町村民税所得割を課されていないこと（奨学金申込年度の課税証明書に記載の所得割額が0円であること）
- (2) 生活保護を受給していること（奨学金申込日現在において保護費を受給していること）
- (3) 以下（注）の施設等に入所していること（生徒等が18歳時点で入所等していた（又はしていることが見込まれる）こと）

（注）社会的養護を必要とする生徒等とは、申込時に以下の施設等に入所等している（生徒等が18歳時点で入所等していた（又はしていることが見込まれる））生徒等をいう。

ア 児童養護施設（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第41条に規定する施設）

イ 児童心理治療施設（同法第43条の2に規定する施設）

ウ 児童自立支援施設（同法第44条に規定する施設）

エ 児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）を営む者（同法第6条の3第1項に規定する事業を行う者）

オ 小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）を営む者（同法第6条の3第8項に規定する事業を行う者）

カ 里親（同法第6条の4に規定する者）